

太田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱

太田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱（平成23年4月1日太田市制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）

第44条第1項の規定による一部負担金の減免及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。

(2) 基準額 生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算出した額の合計額に1000分の1155を乗じて得た額をいう。

（一部負担金の減免）

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する世帯の一部負担金の減免を行うことができる。

(1) 世帯主又はその世帯に属する者（以下「世帯主等」という。）が次のアからエまでに該当することによりその生活が著しく困難となり、保険医療機関又は保険薬局（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下「保険医療機関等」という。）に一部負担金を支払うことができない場合と認められること。

ア 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

イ 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

ウ 事業又は業務の休廃止、失業、盗難等により収入が著しく減少したとき。

エ アからウまでに掲げる事由に類する事由があったとき。

(2) 世帯全員（被保険者でない者も含む。以下同じ。）の預貯金が基準額の3月分以下である世帯であること。

2 一部負担金の減免は、次のとおり行うものとする。

(1) 実収入月額が基準額以下の世帯 一部負担金の支払の免除

- (2) 実収入月額が基準額を超え基準額に1000分の1200を乗じて得た額以下の世帯 一部負担金の減額

3 一部負担金の減免割合は、別表に定めるとおりとする。

(一部負担金の徴収猶予)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する世帯の一部負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 前条第1項第1号アからエまでのいずれかの事由に該当する世帯主等の世帯であること。
- (2) 世帯全員の預貯金が基準額の3月分以下である世帯であること。
- (3) 実収入月額が基準額に1000分の1200を乗じて得た額を超え基準額に1000分の1300を乗じて得た額以下の世帯であること。
- (4) 生活が困難となり、一部負担金の徴収を猶予する必要があると認められること。
- (5) 徴収猶予開始月から6月の範囲内において、一部負担金を一時に納付できる見込みのある世帯主の世帯であること。

(一部負担金の減免又は徴収猶予の期間)

第5条 一部負担金の減免の期間は、傷病等の療養見込期間とし、次条の規定による申請があった日の属する月から3月を超えることはできないものとする。ただし、その期間を超えてもなお必要なときは、新たに申請をすることにより、3月を限度に延長することができる。

2 一部負担金の徴収猶予の期間は、6月以内とし、傷病等の療養見込期間と医療費等を勘案し決定するものとする。

(減免又は徴収猶予の手続)

第6条 一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、あらかじめ減免又は徴収猶予に係る診療前に国民健康保険一部負担金減額 免除 徴収猶予申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、その理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、徴収猶予を受けようとする場合で、急患その他緊急やむを得ない特別の理由があり診療前に申請書の提出ができないときは、当該申請書を提出できるようになった時点で、直ちにこれを提出しなければならない。

2 前項のその理由を証明する書類とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 一般収入申告書（様式第2号）及び収入のうち証明書の取れるもの（事業所の給与証明書等）

(2) 意見書（様式第3号）

(3) 預金通帳等の写し

(4) 火災証明書、盗難証明書、破産証明書、雇用保険受給証書等の写し、身体障害者手帳の写しその他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項各号に掲げる書類のうち、その必要がないと認めたものの申請書への添付を省略させることができる。

（申請書等の受領又は審査）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その記載内容及び必要書類の添付の有無を確認し、これを受領するものとする。

2 市長は、前項の申請書及び添付された必要書類を受領したときは、その内容が事実と相違ないかどうかを審査し、必要と認める場合は法第113条の規定に基づき、申請者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。この場合において、申請者が非協力的又は消極的であって、事実の確認が困難である場合は、その申請を却下することができる。

（減免又は徴収猶予の証明書の発行等）

第8条 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予の承認決定又は不承認決定を行ったときは、国民健康保険一部負担金減額 免除 徴収猶予承認・不承認決定通知書（様式第4号）によりその旨を通知し、併せて減額、免除又は徴収猶予の承認決定を受けた者については、国民健康保険一部負担金減額 免除 徴収猶予証明書（様式第5号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

2 証明書の交付を受けた申請者は、徴収猶予金額、納入年月日及び履行の誓約等を記載した誓約書に署名押印し、これを市長に提出しなければならない。

3 減免に係る証明書は、1月ごとに作成し発行する。

4 市長は、一部負担金の減免の承認決定を行ったときは証明書の発行の都度、徴収猶予の承認決定をしたときは2月ごとに、第6条第2項第1号に規定する書類の提出を求め、当該世帯の生活状況の把握に努めることとする。この場合において、市長は、必要に応じ、文書等の提出を求めるものとする。

5 減免又は徴収猶予を受けた者が保険医療機関等から療養の給付を受けようとするときは、証明書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

（減免又は徴収猶予の取消し）

第9条 市長は、減免又は徴収猶予を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当し、必要があると認めるときは、当該各号の定めるところにより、一部負担金の減免又は徴収猶予

を取り消し、かつ、その減免又は徴収猶予をされた金額を請求するものとする。

(1) 偽りの申請その他不正行為により一部負担金の減免を受けた場合 直ちに当該一部負担金の減免の承認決定を取り消し、当該取消しの日の前日までの間に当該承認決定によりその支払を免れた額を同時に請求することとする。

(2) 偽りの申請その他不正行為により一部負担金の徴収を猶予された場合、又は資力の回復その他徴収猶予することが不相当であると認めた場合 直ちに徴収猶予の承認決定を取り消し、第1号の場合に準じて猶予された額を同時に請求することとする。

2 市長は、前項の規定により、減免又は徴収猶予の取消しを行う必要があると認めたときは、あらかじめ当該世帯主から事情を聴取するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による決定を行ったときは、当該世帯主及び関係する保険医療機関等に対し、国民健康保険一部負担金減額 免除 徴収猶予取消決定通知書（様式6号）によりその旨を通知する。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日から令和2年9月30日までの間における第2条第2号の規定の適用については、同号中「1000分の1155」とあるのは「870分の990」とする。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	基準		減免割合
免除	実収入月額が基準額以下の世帯である場合		10割
減額	実収入月額が基準額を超え基準額に1000分の1200を乗じて得た額以下の世帯である場合	ア 減額割合が8割を超える場合	
		イ 減額割合が6割を超え8割以下となる場合	
		ウ 減額割合が4割を超え6割以下となる場合	
		エ 減額割合が2割を超え4割以下となる場合	
		オ 減額割合が2割以下となる場合	2割

備考

- 1 この表において「減額割合」とは、一部負担金不足額の一部負担金所要見込額に対する割合をいう。
- 2 一部負担金不足額とは、一部負担金所要見込額から一部負担金充当可能額を控除して得た額をいう。
- 3 一部負担金充当可能額とは、実収入月額から基準額を控除して得た額をいう。